

舌下免疫療法に対する住友病院の対応についてのご案内

スギ花粉症に対する舌下免疫療法薬、シダトレン^{OR}が2014年10月から保険適応となりました。一般的な薬物療法で十分なコントロールが得られない患者さん、皮下免疫療法が不適な患者さんや臨床的治癒・寛解を希望する患者さんなどにより適応となり、診療所の先生方も大変興味ある治療法の一つと思います。しかし、その処方には多くの制約があります。特に対象患者に携帯カードを発行する際、有害事象発生時の対応病院を指定しなければならないことは大きな障害となっています。そこで当院を指定病院にご希望される先生方に、当院の方針をご説明いたします。

以下の①～③項目が満たされていることが必要条件となります。

① 先生ご自身が舌下免疫講習会を受講し、シダトレン適正使用eラーニング受講終了後、eテストに合格し受講終了医師として登録されていること。

② 対象患者

スギ花粉症であることが確定していること。

基礎疾患、常用薬が把握され禁忌条項に抵触しないこと。

近々に転居の予定がないこと。

喘息患者は1秒率を当院にて測定し、未治療者は呼吸器内科受診の予定です。場合により適応外となることもあります。

服用時に住友病院に救急搬送可能な範囲の患者さんであること。

③ 携帯カードの緊急時連絡先の記載は住友病院の印鑑で統一します。当院を緊急時連絡先とする場合は、必ず耳鼻科に紹介し受診する様をお願いします。

紹介歴および携帯カードに規定の住友病院の押印がなく、当院カルテにも患者情報がない場合は、救急受診をお断りすることがあります。当院の救急外来は、多くの科からの交代勤務です。このため、電子カルテに舌下免疫治療を受けていることや喘息などの基礎疾患の有無、薬歴が記載されていない場合、病態の把握に時間がかかり迅速に治療に移れない事態が予想されます。

④ 患者ICと承諾書

ICは鳥居薬品の「シダトレンを服用される患者さんへ」を使用します。

承諾書は鳥居薬品の既存のものを使用します。

⑤ 当院からの処方原則として有害事象が多いとされる増量期の2週間および維持期の2週間とします。治療開始後7、14、21日目に受診して頂き口内など副作用の有無を当科で診察します。有害事象のない症例は29日目までにご紹介元を受診し、以後の維持期の処方は原則ご紹介元からしていただくこととなります。

⑥ 維持期以降のアドヒアランス確認はご紹介元でお願いします。

⑦ 長期休薬後の再開時は原則当院で増量期から始めます。

⑧ 初診時の受診曜日は服部（金）、佐々木（水）および荻野（木）のみとなります。

⑨ 花粉飛散前に少なくとも3ヵ月の治療が必要であることから毎年6月～11月までに受診した患者さんが対象となります。

ご紹介は当院の病診連携室を通し、予約を取って頂ければ幸いです。

以上、やや制約がありますが何卒ご理解賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

H28年4月吉日

住友病院耳鼻咽喉科・頭頸部外科 服部賢二

佐々木崇博

荻野 敏